

令和 6 年 11 月 25 日

関係機関・団体の長 殿

三次市みよし運動公園  
指定管理者  
株式会社セイカスポーツセンター  
所長 今田 邦彦

### 令和 7 年度みよし運動公園有料施設利用希望調査について

日頃から、当施設の施設利用及び事業等へのご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、令和 7 年度みよし運動公園施設利用に伴う利用希望調査を下記のとおり実施いたします。

つきましては、当施設の利用予定がございましたら、別紙様式「施設利用計画書」を提出して頂きますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 施設利用計画書の提出

- (1) 提出期限 令和 6 年 12 月 26 日（木）
- (2) 提出先 〒728-0023 三次市東酒屋町 10493  
みよし運動公園管理事務所 電話（0824）62-1994 FAX（0824）64-0344
- (3) 提出方法 郵送または直接持参 【FAX・メール可】  
メールアドレス h-miyoshi@seika-spc.co.jp

##### 2. 留意事項

- (1) 利用希望期間  
2025 年 4 月 1 日（火）～2026 年 3 月 31 日（火）
- (2) 利用不可期間  
2025 年 12 月 28 日（日）～2026 年 1 月 3 日（土）
- (3) 利用時間  
9：00～22：00（準備搬入・撤去搬出・清掃 後片付けの時間を含む）
- (4) 利用施設  
陸上競技場、運動広場、屋内・屋外テニスコート、野球場、体育館、市営球場  
※なお、陸上競技場会議室、野球場各室・ブルペン・多目的スペースは、上記  
の各施設と併用する場合のみ対象とします。

※運動広場については、土グラウンドから人工芝になりました。従って使用料も変更になります。

※陸上競技場については、芝養生の為、6 月、1 月～2 月は利用出来ません。

内定・不内定は書面にて 2 月上旬頃にお知らせします。

以上